

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月21日
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 賢二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 日置 敬介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 日置 敬介
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社エネルギー流通グループ生活・産業エネルギー部門中部支店 (名古屋市中区錦一丁目5番11号) 伊藤忠エネクス株式会社エネルギー流通グループ生活・産業エネルギー部門関西支店 (大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号) 伊藤忠エネクス株式会社エネルギー流通グループ生活・産業エネルギー部門九州支店 (福岡市博多区綱場町4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

2018年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2018年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金24.0円

総額2,711,718,504円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款

第2条(目的)

27.ガス事業法に基づく一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業及びガス導管事業

変更定款

第2条(目的)

27.ガス事業法に基づくガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業

現行定款

第3条(本店の所在地)

当社は本店を東京都港区に置く。

変更定款

第3条(本店の所在地)

当社は本店を東京都千代田区に置く。

附則 第1条

第3条の変更は平成31年1月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は、第3条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、岡田賢二、高坂正彦、若松京介、内海達朗、勝厚、新保誠一、佐伯一郎、大久保尚登を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、砂山豊宏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 ( 剰余金処分の件 )	1,018,244	119	140	(注) 1	可決 99.97%
第2号議案 ( 定款一部変更の件 )	1,016,618	1,745	140	(注) 2	可決 99.81%
第3号議案 ( 取締役8名選任の件 )				(注) 3	
岡田 賢二	959,283	59,080	140		可決 94.19%
高坂 正彦	965,349	53,014	140		可決 94.78%
若松 京介	965,356	53,007	140		可決 94.78%
内海 達朗	965,289	53,074	140		可決 94.78%
勝 厚	965,214	53,149	140		可決 94.77%
新保 誠一	968,720	49,643	140		可決 95.11%
佐伯 一郎	968,619	49,744	140		可決 95.10%
大久保 尚登	965,193	53,170	140		可決 94.77%
第4号議案 ( 監査役1名選任の件 )				(注) 3	
砂山 豊宏	784,803	233,559	140		可決 77.05%

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上